

互助会って解約できるの？



※1 万一、解約申し出に互助会が応じてくれなかった場合

加入者本人又は代理人から右の所管の課へご連絡下さい。

- この際、
- ①当該互助会名
 - ②応じた互助会社員名
 - ③解約申出をした日時
 - ④解約に応じられないとする理由
 - ⑤加入者氏名
 - ⑥加入者証番号等をお伝え下さい。

経済産業省
冠婚葬祭互助会
所管部署一覧

本省	経済産業省	取引信用課	☎03-3501-2302
北海道	経済産業局	消費経済課	☎011-709-1792
東北	経済産業局	消費経済課	☎022-261-3011
関東	経済産業局	消費経済課	☎048-601-1239
中部	経済産業局	消費経済課	☎052-951-2560
近畿	経済産業局	消費経済課	☎06-6966-6027
中国	経済産業局	消費経済課	☎082-224-5671
四国	経済産業局	消費経済課	☎087-861-3237
九州	経済産業局	消費経済課	☎092-482-5459
沖縄	経済産業部	消費経済課	☎098-864-2321



互助会の解約でお困りの方へ

「解約は手続きが面倒で、難しそう」
 「解約したいけどどうしていいのかわからない」
 そんな、疑問にお答えします。

互助会
チェック
ポイント

解約の手順

入会の互助会に ▼ 解約を申し出る。

加入者本人が解約の手続きをする場合

- ①加入者証(会員証)
- ②本人であることを証明するもの
- ③印鑑
- ④銀行等口座番号(払戻金振込み用)

ご用意
するもの

払い込みされた掛金の合計額から、所定の解約手数料を差し引いた金額。解約手数料は、ご加入時の契約に基づいて計算されます。(手数料の額は「解約払戻金表」により、計算根拠を必ず確認しましょう)

返金の額

解約された日から45日以内。経済産業省では、「できるだけ速やかに処理すること」としています。

返金の
時期

加入者以外の方(代理人)が解約の手続きをする場合

加入者本人から『解約に関わる一切の権限を委ねる』旨の委任状が必要です。それ以外は、「本人の解約の場合」と同じです。ただし、互助会から加入者本人に「解約の意志」を確認することがあります。

基本的に「本人解約の場合」と同じ。「返金先」は、「原則として加入者本人に直接返金されます。」

「本人解約の場合」と同じ。

※互助会が解約返戻に際し、無過失たる証明のために必要な印鑑証明を求められることがあります。